## 令和 6 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

( 農林水産省 林野庁 計画課 )

項目	名	山林所得に係る森林計画特別控除						
税	目 所得税 (措法 30 の 2)							
要	個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合 所得の金額の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額							
望	20%に相当する金額(収入金額が 2,000 万円を超える場合は、その超える部分の金額については 10%に相当する金額)又は収入金額の 50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として総収入金額から控除することができる。							
Ø	〈要望の内容〉 山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長							
内		平年度の減収見込額 ー 百万円						
		(制度自体の減収額) ( 一 百万円)						
容		(改正増減収額) ( 一 百万円)						
新	(1) 政策目的							
設	森林経営計画の策定により、計画的かつ合理的な森林の整備及び保全を推進 し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。							
•	我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、効率的かつ安定的な森林経							
拡		営に向けて、森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コ ストで効率的かつ持続的な施業の実施の定着を図る。						
充	(2) 施策の必要性							
又	我が国の森林の所有は小規模・分散的で、個々の森林所有者が単独で効率的な							
は	施業を実施することが困難である場合が多く、こうした森林所有者をとりまとめ、森林を面的にまとめて持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発展を図っていくなり、森林経営計画の等字を推進する必要がある。							
延	揮を図っていくため、森林経営計画の策定を推進する必要がある。 一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐な							
長	どの	一万、森林経営計画の認定に当たっては、適正な技様、技様後の垣林や間投な どの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期等 が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。						
を	-	また、森林吸収量の増大に向け、2050 カーボンニュートラルに向けたグリーン						
必	取	長戦略やみどりの食料システム戦略等において、再造林の推進に向けて各般のり組みを行うこととしており、森林法施行規則の改正により、令和4年4月か						
要		ら「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定し、森林経営計画の認定要件 に特定区域内における再造林を義務付けた。						
٤		このように、再造林の促進にも森林経営計画制度が大きく貢献していくところ あり、森林経営計画の作成にインセンティブを与え、計画に従った伐採や伐採						
す	後位	の更新を図る上で、森林計画特別控除の必要性はより高まっている。						
る	Г	なお、森林経営計画が作成された森林は、農林水産省の政策目標の1つである 森林の経営管理の集積等」において、「私有人工林のうち林業経営を実施する						
理	森村	林として集積・集約化された面積」にカウントしている。						
由								

今回の要望(租税特別措	合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面 的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保 存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮										
		政 策 の 達成目標	私有人工林の5割(310万 ha)を令和10年度までに集積・集約化する。										
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和7年1月1日~令和8年12月31日										
		同上の期間 中の達成 目 標	私有人工林における集積·集約化の目標面積に対する割合 令和8年度 92%										
		政策目標の	年度ごとの区分	値 (%) H27 年度 (基準 値)	R 元 年 度	R2 年 度	R3 年 度	R4 年 度	R5 年 度	R6 年 度	R7 年 度	R8 年 度	
		達成状況	私有人工林 における集 積·集約化の 目標面積に 対する割合	計画実績	71	76 78	78 79	79 82	81	84	86	89	92
置)に関連	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	区分 適用件数 (件) 減税額 (百万円)		R4 年度 (見込) 1,975 52		R5 年度 (見込) 2, 030 54		R6 年度 (見込) 2, 093 55		R7 年度 (見込) 2, 164 57		
する事項	性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用件数は年間1千件を超え、対象者は全国の森林所有者とり、本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営されている。										
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし										
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし										
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	なし										

	要望の措置 の 妥 当 性	人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の適切な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例指置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。 また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。								
		区分対象者数	H29年度 1,674	H30年度 1,726	R元年度 2,109	R2年度 1,941	R3年度 1,875			
	租税特別 措 置 の 適用実績	適用件数 (件)	1,674	1,726	2,109	(1,836) 1,941 (1,836)	(1,882) 1, 875 (1,882)			
れまっ		減税見込額(百万円)	53	25	47	50 (43)	67 (44)			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採(譲渡)証明申請実績等から推計。 括弧内の数値は、前回要望の見込み。								
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_								
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置により、立木の販売にかかる森林所有者負担を軽減させ、森林経営計画の作成と継続を促進するとともに、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全が推進され、森林の有する多面的機能の発揮が期待される。								
	前回要望時 の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合の向上								
	前回要望時 からので 度及び目標 に達してい ない場合の 理	令和 10 年度 100%の目標に対して、令和 3 年度現在 82%となっている状況(令和 3 年度時点の目標に対する割合の計画値は 79%であり、達成度合は 130%となっている)。								
これまでの 要 望 経 緯		昭和 42 年 制度創設(時限措置:2年又は3年毎に延長) 平成 26 年度税制改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置 平成 27 年度税制改正にて3年延長及び控除率の見直し 平成 29 年度税制改正にて森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置 平成 30 年度税制改正にて2年延長 令和2年度税制改正にて2年延長 令和4年度税制改正にて2年延長								